

5

71

文第一四号

起案

平成二年六月二十六日

決定
上奏
平成二年六月二十六日施行
平成二年六月二十九日

内閣總理大臣

内閣官房長官

ま

五

内閣参事官

ま

五

大田

小田

長谷川国務大臣

山本国務大臣

綿貫国務大臣

北川国務大臣

中山国務大臣

武藤国務大臣

奥田国務大臣

佐藤国務大臣

橋本国務大臣

大野国務大臣

相沢国務大臣

坂本国務大臣

保利国務大臣

深谷国務大臣

石川国務大臣

塙崎国務大臣

津島国務大臣

塙原国務大臣

大島国務大臣

砂田国務大臣

別紙参議院議長奏上

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律を公布することについて

内閣

右閣議に供します。

閣

裏面白紙

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二年六月十九日

内閣総理大臣

法律第
七十一号

(奏上のとおり。)

内通文大
閣商部藏
總産業大
理大臣
大臣

内閣

B-5 上質55匁(50枚天のり)

国会は生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の公布を奏上いたします。

平成二年六月二十六日

参議院議長 土屋義彦



参
議
院

参議院事務総長 佐伯英明



生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、国民が生涯にわたって学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、生涯学習の振興に資するための都道府県の事業に關しその推進体制の整備その他の必要な事項を定め、及び特定の地区において生涯学習に係る機会の総合的な提供を促進するための措置について定めるとともに、生涯学習に係る重要事項等を調査審議する審議会を設置する等の措置を講ずることにより、生涯学習の振興のための施策の推進体制及び地域における生涯学習に係る機会の整備を図り、もって生涯学習の振興に寄与することを目的とする。

(施策における配慮等)

第二条 国及び地方公共団体は、この法律に規定する生涯学習の振興のための施策を実施するに

当たっては、學習に関する國民の自發的意願を尊重するよう配慮するとともに、職業能力の開発及び向上、社会福祉等に関し生涯學習に資するための別に講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めるものとする。

(生涯學習の振興に資するための都道府県の事業)

第三条 都道府県の教育委員会は、生涯學習の振興に資するため、おおむね次の各号に掲げる事業について、これらを相互に連携させつつ推進するために必要な体制の整備を図りつつ、これらを一体的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

- 一 学校教育及び社会教育に係る學習（体育に係るもの）を含む。以下この項において「學習」という。並びに文化活動の機会に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。
- 二 住民の學習に対する需要及び學習の成果の評価に關し、調査研究を行うこと。
- 三 地域の実情に即した學習の方法の開発を行うこと。



- 四 住民の學習に関する指導者及び助言者に対する研修を行うこと。
 - 五 地域における学校教育、社会教育及び文化に関する機関及び団体に対し、これらの機関及び団体相互の連携に關し、照会及び相談に応じ、並びに助言その他の援助を行うこと。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、社会教育のための講座の開設その他の住民の學習の機會の提供に關し必要な事業を行うこと。
- 2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する事業を行うに當たっては、社会教育関係団体その他の地域において生涯學習に資する事業を行う機関及び団体との連携に努めるものとする。
(都道府県の事業の推進体制の整備に関する基準)
- 第四条 文部大臣は、生涯學習の振興に資するため、都道府県の教育委員会が行う前条第一項に規定する体制の整備に關し望ましい基準を定めるものとする。
- 2 文部大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、生涯學習審議会の意見を聴

かなければならぬ。これを変更しようとするととも、同様とする。

(地域生涯学習振興基本構想)

第五条 都道府県は、当該都道府県内の特定の地区において、当該地区及びその周辺の相当程度広範囲の地域における住民の生涯学習の振興に資するため、社会教育に係る学習（体育に係るもの）を含む。）及び文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の多様な機会の総合的な提供を民間事業者の能力を活用しつつ行うことに関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成し、文部大臣及び通商産業大臣の承認を申請することができる。

2 基本構想においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 前項に規定する多様な機会（以下「生涯学習に係る機会」という。）の総合的な提供の方針に関する事項

二 前項に規定する地区の区域に関する事項

三 総合的な提供を行うべき生涯学習に係る機会（民間事業者により提供されるものを含む。）の種類及び内容に関する基本的な事項

四 前号に規定する民間事業者に対する資金の融通の円滑化その他の前項に規定する地区において行われる生涯学習に係る機会の総合的な提供に必要な業務であつて政令で定めるものを行う者及び当該業務の運営に関する事項

五 その他生涯学習に係る機会の総合的な提供に関する重要な事項

3 都道府県は、基本構想を作成しようとするとときは、あらかじめ、関係市町村に協議しなければならない。

4 文部大臣及び通商産業大臣は、第一項の承認の申請に係る基本構想が次の各号に該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 当該基本構想に係る地区が、生涯学習に係る機会の提供の程度が著しく高い地域であつて

100

政令で定めるもの以外の地域のうち、交通条件及び社会的自然的条件からみて生涯学習に係る機会の総合的な提供を行うことが相当と認められる地区であること。

二 当該基本構想に係る生涯学習に係る機会の総合的な提供が当該基本構想に係る地区及びその周辺の相当程度広範囲の地域における住民の生涯学習に係る機会に対する要請に適切にこたえるものであること。

三 その他文部大臣及び通商産業大臣が承認に当たつての基準として次条の規定により定める事項(以下「承認基準」という。)に適合するものであること。

5 文部大臣及び通商産業大臣は、基本構想につき前項の承認をするに当たつては、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、文部大臣にあつては生涯学習審議会の意見を、通商産業大臣にあつては政令で定める審議会の意見をそれぞれ聴かなければならない。

6 都道府県は、基本構想が第四項の規定による承認を受けたときは、遅滞なく、これを公表し

なければならぬ。

(承認基準)

第六条 承認基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 生涯学習に係る機会の総合的な提供に関する基本的な事項
 - 二 前条第一項に規定する地区の設定に関する基本的な事項
 - 三 総合的な提供を行うべき生涯学習に係る機会(民間事業者により提供されるものを含む。)の種類及び内容に関する基本的な事項
 - 四 生涯学習に係る機会の総合的な提供に必要な事業に関する基本的な事項
 - 五 生涯学習に係る機会の総合的な提供に際し配慮すべき重要事項
- 2 文部大臣及び通商産業大臣は、承認基準を定めるに当たつては、あらかじめ、自治大臣その他関係行政機関の長に協議するとともに、文部大臣にあつては生涯学習審議会の意見を、通商

産業大臣にあっては前条第五項の政令で定める審議会の意見をそれぞれ聴かなければならぬ。

3 文部大臣及び通商産業大臣は、承認基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、承認基準の変更について準用する。

(基本構想の変更)

第七条 都道府県は、第五条第四項の規定による承認を受けた基本構想の変更(文部省令、通商産業省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文部大臣及び通商産業大臣の承認を受けなければならない。

2 第五条第三項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。

(基本構想の実施等)

第八条 都道府県は、関係民間事業者の能力を活用しつつ、生涯学習に係る機会の総合的な提供を第五条第四項の規定による承認を受けた基本構想(前条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認基本構想」という。)に基づいて計画的に行うよう努めなければならない。

2 文部大臣は、承認基本構想の円滑な実施の促進のため必要があると認めるときは、社会教育関係団体及び文化に関する団体に対し必要な協力を求めるものとし、かつ、関係地方公共団体及び関係事業者等の要請に応じ、その所管に属する博物館資料の貸出しを行うよう努めるものとする。

3 通商産業大臣は、承認基本構想の円滑な実施の促進のため必要があると認めるときは、商工會議所及び商工会に対し、これらの団体及びその会員による生涯学習に係る機会の提供その他の必要な協力を求めるものとする。

4 前二項に定めるもののほか、文部大臣及び通商産業大臣は、承認基本構想の作成及び円滑な実施の促進のため、関係地方公共団体に対し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

5 前三項に定めるもののほか、文部大臣、通商産業大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、承認基本構想の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(負担金についての損金算入の特例)

第九条 第五条第二項第四号に規定する者（その者が民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人である場合に限る。）が行う同号に規定する業務であつて承認基本構想に係るものに係る基金に充てるための負担金を支出した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、損金算入の特例の適用があるものとす

る。

(生涯学習審議会)

第十条 文部省に、生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この法律及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、文部大臣の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

一 学校教育、社会教育及び文化の振興に関し、生涯学習に資するための施策に関する重要事項

2 社会教育一般に関する事項及び学校教育における視聴覚教育メディアの利用に関する事項
3 審議会は、前項第一号に掲げる事項に関し必要と認める事項を文部大臣又は関係行政機関の長に建議し、及び同項第二号に掲げる事項に関し必要と認める事項を文部大臣に建議すること

ができる。

- 4 審議会の委員は、人格識見共に優れた者の中から、文部大臣が内閣の承認を経て任命する二十七人以内の委員で組織する。

- 5 審議会は、その所掌事務（社会教育法の規定によりその権限に属させられた事項に係るもの及び第二項第二号に掲げる事項に係るもの）を除く。）を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（都道府県生涯学習審議会）

- 第十一条 都道府県に、都道府県生涯学習審議会（以下「都道府県審議会」という。）を置くことができる。

- 2 都道府県審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、当該都道府県の処理する事務に關し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。
- 3 都道府県審議会は、前項に規定する事項に關し必要と認める事項を当該都道府県の教育委員会又は知事に建議することができる。
- 4 前三項に定めるもののほか、都道府県審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

（市町村の連携協力体制）

- 第十二条 市町村（特別区を含む。）は、生涯学習の振興に資するため、関係機関及び関係団体等との連携協力体制の整備に努めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成二年七月一日から施行する。

(社会教育法の一部改正)

2 社会教育法の一部を次のように改正する。

第十三条の見出し中「審議会等」を「生涯学習審議会等」に改め、同条中「政令で定める審議会」を「生涯学習審議会」に改める。

第五十一条第三項中「第十三条の政令で定める審議会」を「生涯学習審議会」に改める。

(文部省設置法の一部改正)

3 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第五条中第一百一号を第二百二号とし、第二百号の次に次の一号を加える。

百一 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成二年法律第二百二号)の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

(通商産業省設置法の一部改正)

4 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第三十八号の次に次の一号を加える。

三十八の二 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成二年法律第二百二号)の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

裏面白紙

107

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律案

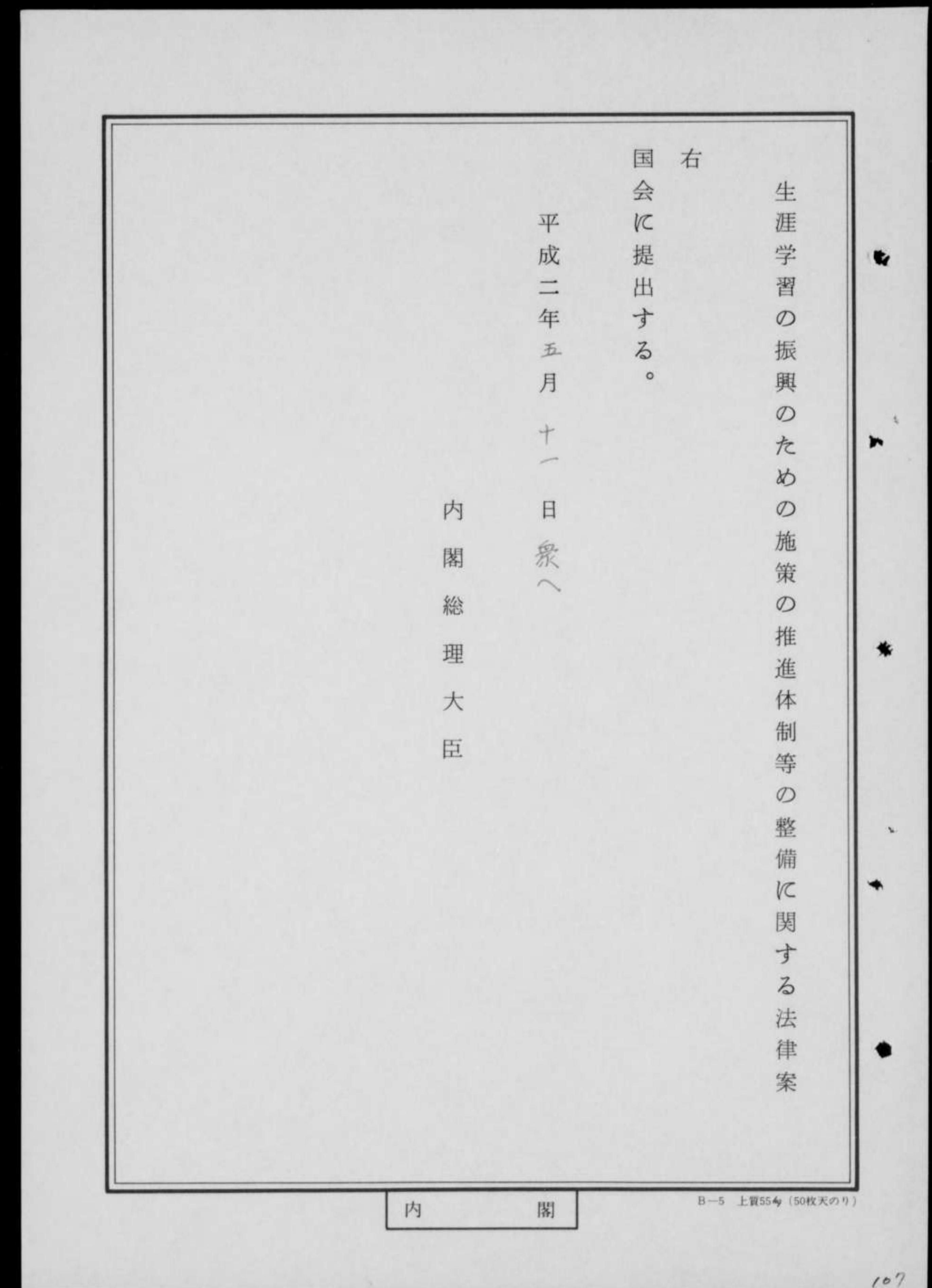
右
国会に提出する。

平成二年五月十一日衆へ

内閣総理大臣

内閣

B-5 上質55号(50枚天のり)



この法律の署名大臣は、次のとおりとすること。

大蔵大臣

文部大臣

通商産業大臣

内閣総理大臣

内閣文第14号
法制局平成2年5月9日



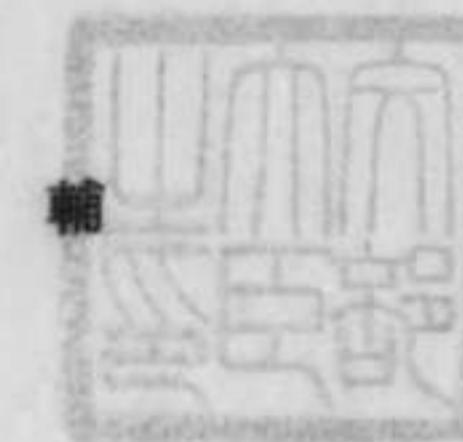
文生生第155号
平成2年5月9日

文一四

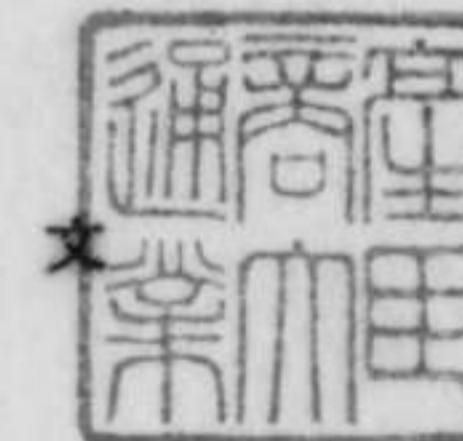
内閣總理大臣

海部俊樹殿

文部大臣
保利耕輔



通商産業大臣
武藤嘉文



生涯学習の振興のための施策の推進体制等
の整備に関する法律案について（請議）

標記法律案を第118回国会に提出する必要があるので、
別紙法律案及び理由を添えて閣議を求めます。

105

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律
(目的)

第一条 この法律は、国民が生涯にわたって学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、生涯学習の振興に資するための都道府県の事業に関するその推進体制の整備その他の必要な事項を定め、及び特定の地区において生涯学習に係る機会の総合的な提供を促進するための措置について定めるとともに、生涯学習に係る重要事項等を調査審議する審議会を設置する等の措置を講ずることにより、生涯学習の振興のための施策の推進体制及び地域における生涯学習に係る機会の整備を図り、もつて生涯学習の振興に寄与することを目的とする。

(施策における配慮等)

第二条 国及び地方公共団体は、この法律に規定する生涯学習の振興のための施策を実施するに当たっては、学習に関する国民の自発的意思を尊重するよう配慮するとともに、職業能力の開発及び向上、社会福祉等に関し生涯学習に資するための別に講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めるものとする。

(生涯学習の振興に資するための都道府県の事業)

第三条 都道府県の教育委員会は、生涯学習の振興に資するため、おおむね次の各号に掲げる事業について、これらを相互に連携させつつ推進するためには必要な体制の整備を図りつつ、これらを一体的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

一 学校教育及び社会教育に係る学習へ体育に係るものと含む。以下この項において「学習」という。)並びに文化活動の機会に関する情報を取り集し、整理し、及び提供すること。

二 住民の学習に対する需要及び学習の成果の評価に關し、調査研究を行うこと。

三 地域の実情に即した学習の方法の開発を行うこと。

四 住民の学習に関する指導者及び助言者に対する研修を行うこと。

五 地域における学校教育、社会教育及び文化に関する機関及び団体に対し、これらの機関及び団体相互の連携に関し、照会及び相談に応じ、並びに助言その他の援助を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、社会教育のための講座の開設その他の住民の学習の機会の提供に関し必要な事業を行うこと。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する事業を行うに當たっては、社会教育関係団体その他の地域において生涯学習に資する事業を行う機関及び団体との連携に努めるものとする。

(都道府県の事業の推進体制の整備に関する基準)

第四条 文部大臣は、生涯学習の振興に資するため、都道府県の教育委員会が行う前条第一項に規定する体制の整備に関し望ましい基準を定めるものとする。

2 文部大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、生涯学習審議会の意見を聽かなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(地域生涯学習振興基本構想)

第五条 都道府県は、当該都道府県内の特定の地区において、当該地区及びその周辺の相当程度広範囲の地域における住民の生涯学習の振興に資するため、社会教育に係る学習へ体育に係るものと含む。)及び文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の多様な機会の総合的な提供を民間

事業者の能力を活用しつつ行うことに関する基本的な構想へ以下「基本構想」という。)を作成し、文部大臣及び通商産業大臣の承認を申請することができる。

2

基本構想においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 前項に規定する多様な機会へ以下「生涯学習に係る機会」という。)の総合的な提供の方針に関する事項
- 二 前項に規定する地区の区域に関する事項

三 総合的な提供を行うべき生涯学習に係る機会へ民間事業者により提供されるものを含む。)の種類及び内容に関する基本的な事項

四 前号に規定する民間事業者に対する資金の融通の円滑化その他の前項に規定する地区において行われる生涯学習に係る機会の総合的な提供に必要な業務であって政令で定めるものを行う者及び当該業務の運

営に関する事項

五 その他生涯学習に係る機会の総合的な提供に関する重要な事項

3 都道府県は、基本構想を作成しようとするとときは、あらかじめ、関係市町村に協議しなければならない。

4 文部大臣及び通商産業大臣は、第一項の承認の申請に係る基本構想が次の各号に該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 当該基本構想に係る地区が、生涯学習に係る機会の提供の程度が著しく高い地域であつて政令で定めるもの以外の地域のうち、交通条件及び社会的自然的条件からみて生涯学習に係る機会の総合的な提供を行ふことが相当と認められる地区であること。

二 当該基本構想に係る生涯学習に係る機会の総合的な提供が当該基本

構想に係る地区及びその周辺の相当程度広範囲の地域における住民の生涯学習に係る機会に対する要請に適切にこたえるものであること。

三 その他文部大臣及び通商産業大臣が承認に当たつての基準として次条の規定により定める事項へ以下「承認基準」という。に適合するものであること。

5 文部大臣及び通商産業大臣は、基本構想につき前項の承認をするに当たつては、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、文部大臣にあつては生涯学習審議会の意見を、通商産業大臣にあつては政令で定める審議会の意見をそれぞれ聽かなければならない。

6 都道府県は、基本構想が第四項の規定による承認を受けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(承認基準)

第六条 承認基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 生涯学習に係る機会の総合的な提供に関する基本的な事項
- 二 前条第一項に規定する地区の設定に関する基本的な事項
- 三 総合的な提供を行うべき生涯学習に係る機会へ民間事業者により提供されるものを含む。の種類及び内容に関する基本的な事項
- 四 生涯学習に係る機会の総合的な提供に必要な事業に関する基本的な事項
- 五 生涯学習に係る機会の総合的な提供に際し配慮すべき重要事項

2 文部大臣及び通商産業大臣は、承認基準を定めるに当たつては、あらかじめ、自治大臣その他関係行政機関の長に協議するとともに、文部大臣にあつては生涯学習審議会の意見を、通商産業大臣にあつては前条第五項の政令で定める審議会の意見をそれぞれ聽かなければならない。

3 文部大臣及び通商産業大臣は、承認基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、承認基準の変更について準用する。

(基本構想の変更)
第七条 都道府県は、第五条第四項の規定による承認を受けた基本構想の変更へ文部省令、通商産業省令で定める軽微な変更を除く。」をしようとするときは、文部大臣及び通商産業大臣の承認を受けなければならぬ。

2 第五条第三項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。

(基本構想の実施等)

第八条 都道府県は、関係民間事業者の能力を活用しつつ、生涯学習に係る機会の総合的な提供を第五条第四項の規定による承認を受けた基本構

想へ前条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認基本構想」という。」に基づいて計画的に行うよう努めなければならない。

2 文部大臣は、承認基本構想の円滑な実施の促進のため必要があると認めるとときは、社会教育関係団体及び文化に関する団体に対し必要な協力を求めるものとし、かつ、関係地方公共団体及び関係事業者等の要請に応じ、その所管に属する博物館資料の貸出しを行うよう努めるものとする。

3 通商産業大臣は、承認基本構想の円滑な実施の促進のため必要があると認めるときは、商工会議所及び商工会に対し、これらの団体及びその会員による生涯学習に係る機会の提供その他の必要な協力を求めるものとする。

4 前二項に定めるもののほか、文部大臣及び通商産業大臣は、承認基本構想の作成及び円滑な実施の促進のため、関係地方公共団体に対し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

5 前三項に定めるもののほか、文部大臣、通商産業大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、承認基本構想の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。(負担金についての損金算入の特例)

第九条 第五条第二項第四号に規定する者へその者が民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人である場合に限る。)が行う同号に規定する業務であつて承認基本構想に係るものに係る基金に充てるための負担金を支出した場合には、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、損金算入の特例の適用があるものとする。

(生涯学習審議会)

第十条 文部省に、生涯学習審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この法律及び社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、文部大臣の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
一 学校教育、社会教育及び文化の振興に関する事項を調査審議するための施策に関する重要事項

二 社会教育一般に関する事項及び学校教育における視聴覚教育メディアの利用に関する事項
3 審議会は、前項第一号に掲げる事項に關し必要と認める事項を文部大臣又は関係行政機関の長に建議し、及び同項第二号に掲げる事項に關し

必要と認める事項を文部大臣に建議することができる。

4 審議会の委員は、人格識見共に優れた者のうちから、文部大臣が内閣の承認を経て任命する二十七人以内の委員で組織する。

5 審議会は、その所掌事務へ社会教育法の規定によりその権限に属された事項に係るもの及び第二項第二号に掲げる事項に係るものと除く。」を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県生涯学習審議会)

第十二条 都道府県に、都道府県生涯学習審議会(以下「都道府県審議会」という。)を置くことができる。

日本政府

2 都道府県審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、当該都道府県の処理する事務に關し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に關する重要事項を調査審議する。

3 都道府県審議会は、前項に規定する事項に關し必要と認める事項を当該都道府県の教育委員会又は知事に建議することができる。

4 前三項に定めるもののほか、都道府県審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、条例で定める。
(市町村の連携協力体制)

第十二条 市町村(特別区を含む。)は、生涯学習の振興に資するため、関係機関及び関係団体等との連携協力体制の整備に努めるものとする。

附則

(施行期日)

1

107

- この法律は、平成二年七月一日から施行する。
(社会教育法の一部改正)
社会教育法の一部を次のよう改訂する。
第十三条の見出し中「審議会等」を「生涯学習審議会等」に改め、同
条中「政令で定める審議会」を「生涯学習審議会」に改める。
第五十一条第三項中「第十三条の政令で定める審議会」を「生涯学習
審議会」に改める。
(文部省設置法の一部改訂)
文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように
改訂する。
第五条中第一百一号を第二百二号とし、第一百号の次に次の一号を加える。
百一 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律
(平成二年法律第二百二号)の施行に関すること。
(通商産業省設置法の一部改訂)
通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次の
ように改訂する。
第四条第三十八号の次に次の一号を加える。
三十八の二 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律
(平成二年法律第二百二号)の施行に関する事務で所掌に属
するものを処理すること。

この法律は、平成二年七月一日から施行する。

(社会教育法の一部改正)

社会教育法の一部を次のように改正する。

第十三条の見出し中「審議会等」を「生涯学習審議会等」に改め、同条中「政令で定める審議会」を「生涯学習審議会」に改める。
第五十一条第三項中「第十三条の政令で定める審議会」を「生涯学習審議会」に改める。

(文部省設置法の一部改正)

文部省設置法(昭和二十四年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

第五条中第一百号を第二百二号とし、第二百号の次に次の一号を加える。
百一 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律

(通商産業省設置法の一部改正)

通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第三十八号の次に次の一号を加える。

三十八の二 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成二年法律第二百七十五号)の施行に関する事務を所掌に属するものを処理すること。

上記空欄に法令番号を
記入願いたい。

内閣法制局

上記空欄に法令番号を
記入願いたい。

内閣法制局

理由

国民が生涯にわたって学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、生涯学習の振興に寄与するため、生涯学習の振興に資するための都道府県の事業に関するその推進体制の整備その他の必要な事項を定め、及び特定の地区において生涯学習に係る機会の総合的な提供を促進するための構想の作成その他の措置について定めるとともに、生涯学習に係る重要事項等を調査審議する審議会を設置する等の措置を講ずることにより、生涯学習の振興のための施策の推進体制及び地域における生涯学習に係る機会の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律案要綱

第一 目的（第一条関係）

この法律は、国民が生涯にわたって学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、生涯学習の振興に資するための都道府県の事業に関する推進体制の整備その他必要な事項を定め、及び特定の地区において生涯学習に係る機会の総合的な提供を促進するための措置について定めるとともに、生涯学習に係る重要な事項等を調査審議する審議会を設置する等の措置を講ずることにより、生涯学習の振興のための施策の推進体制及び地域における生涯学習に係る機会の整備を図り、もつて生涯学習の振興に寄与することを目的とすること。

第二 施策における配慮等（第二条関係）

国及び地方公共団体は、この法律に規定する生涯学習の振興のための施策を実施するに当たっては、学習に関する国民の自発的意思を尊重するよう配慮するとともに、職業能力の開発及び向上、社会福祉等に関する生涯学習に資するための別に講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めるものとすること。

第三 生涯学習の振興に資するための都道府県の体制の整備等（第三条及び第四条関係）

一 都道府県の教育委員会は、生涯学習の振興に資するため、おおむね次に掲げる事業について、これらを相互に連携させつつ推進するために必要な体制の整備を図りつつ、これらを一体的かつ効果的に実施するよう努めるものとすること。

- 1 学校教育及び社会教育に係る学習（体育に係るものも含む。以下2、3、4及び6において「学習」という。）並びに文化活動の機

会に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

2 住民の学習に対する需要及び学習の成果の評価に関し、調査研究を行うこと。

3 地域の実情に即した学習の方法の開発を行うこと。

4 住民の学習に関する指導者及び助言者に対する研修を行うこと。

5 地域における学校教育、社会教育及び文化に関する機関及び団体に対し、これらの機関及び団体相互の連携に関し、照会及び相談に応じ、並びに助言その他の援助を行うこと。

6 その他、社会教育のための講座の開設その他の住民の学習の機会の提供に関し必要な事業を行うこと。

二 生涯学習の振興に資するため、都道府県の教育委員会が行う体制の整備に関し文部大臣が策定する望ましい基準について所要の規定を設

けること。

第四 地域生涯学習振興基本構想（第五条から第九条まで関係）

一 都道府県は、当該都道府県内の特定の地区において、当該地区及びその周辺の相当程度広範囲の地域における住民の生涯学習の振興に資するため、社会教育に係る学習（体育に係るものも含む。）及び文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の多様な機会の総合的な提供を民間事業者の能力を活用しつつ行うことに関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成し、文部大臣及び通商産業大臣の承認を申請することができる。

二 基本構想においては、次に掲げる事項について定めるものとすること。

1 一の多様な機会（以下「生涯学習に係る機会」という。）の総合

的な提供の方針に関する事項

2 一の地区の区域に関する事項

3 総合的な提供を行うべき生涯学習に係る機会（民間事業者により提供されるものを含む。）の種類及び内容に関する基本的な事項

4 3の民間事業者に対する資金の融通の円滑化その他の一の地区において行われる生涯学習に係る機会の総合的な提供に必要な業務であつて政令で定めるものを行う者及び当該業務の運営に関する事項

5 その他生涯学習に係る機会の総合的な提供に関する重要な事項

三 文部大臣及び通商産業大臣は、一の承認の申請に係る基本構想が次に該当するものであると認めるときは、その承認をするものとすること。

1 当該基本構想に係る地区が、生涯学習に係る機会の提供の程度が

著しく高い地域であつて政令で定めるもの以外の地域のうち、交通条件及び社会的自然的条件からみて生涯学習に係る機会の総合的な提供を行うことが相当と認められる地区であること。

2 当該基本構想に係る生涯学習に係る機会の総合的な提供が当該基本構想に係る地区及びその周辺の相当程度広範囲の地域における住民の生涯学習に係る機会に対する要請に適切にこたえるものであること。

3 その他文部大臣及び通商産業大臣が定める基準（以下「承認基準」という。）に適合するものであること。

四 承認基準においては、次に掲げる事項を定めるものとすること。

1 生涯学習に係る機会の総合的な提供に関する基本的な事項
2 一の地区的設定に関する基本的な事項

3 総合的な提供を行うべき生涯学習に係る機会（民間事業者により提供されるものを含む。）の種類及び内容に関する基本的な事項

4 生涯学習に係る機会の総合的な提供に必要な事業に関する基本的な事項

5 生涯学習に係る機会の総合的な提供に際し配慮すべき重要事項

五 その他基本構想の変更、基本構想の実施に際しての文部大臣及び通商産業大臣の援助、関係諸機関相互の協力等について所要の規定を設けること。

六 二の4の者が行う業務に係る基金に充てるための負担金について、租税特別措置法で定めるところにより、損金算入の特例の適用があるものとすること。

第五 生涯学習審議会（第十条関係）

一 文部省に、生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置くこと。

二 審議会は、この法律及び社会教育法の規定によりその権限に属された事項を調査審議するほか、文部大臣の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議すること。

1 学校教育、社会教育及び文化の振興に関し、生涯学習に資するための施策に関する重要事項

2 社会教育一般に関する事項及び学校教育における視聴覚教育メディアの利用に関する事項

三 審議会は、二の1に掲げる事項に関し必要と認める事項を文部大臣又は関係行政機関の長に建議し、及び二の2に掲げる事項に関し必要と認める事項を文部大臣に建議することができる。

四 その他審議会の委員、関係行政機関の長に対する協力の要請等につ

いて所要の規定を設けること。

第六 都道府県生涯学習審議会（第十一条関係）

一 都道府県に、都道府県生涯学習審議会（以下「都道府県審議会」という。）を置くことができること。

二 都道府県審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、当該都道府県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議すること。

三 都道府県審議会は、二に規定する事項に必要と認める事項を都道府県の教育委員会又は知事に建議すること。

四 その他都道府県審議会の組織及び運営に関し必要な事項は条例で定めること。

第七 市町村の連携協力体制（第十二条関係）

一 市町村（特別区を含む。）は、生涯学習の振興に資するため、関係機関及び関係団体等との連携協力体制の整備に努めるものとすること。

第八 附則

一 この法律は、平成二年七月一日から施行すること。

二 社会教育法、文部省設置法及び通商産業省設置法について所要の規定の整備を行うこと。

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律案新旧対照表

○社会教育法（昭和二十四年六月十日法律第二百七号）

改 正 案	現 行
<p>（生涯学習審議会等への諮問）</p> <p>第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部大臣が生涯学習審議会の、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない。</p>	<p>（審議会等への諮問）</p> <p>第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部大臣が政令で定める審議会の、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない。</p>

（通信教育の認定）

第五十一条 （略）

2 （略）

3 文部大臣が、第一項の規定により、認定を与えるとするときは、あらかじめ、生涯学習審議会に諮問しなければならない。

（通信教育の認定）

第五十一条 （略）

2 （略）

3 文部大臣が、第一項の規定により、認定を与えるとするときは、あらかじめ、第十三条の政令で定める審議会に諮問しなければならない。

改 正 案	現 行
<p>（文部省の所掌事務）</p> <p>第五条 文部省の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〇百 （略）</p> <p>百一 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第二百四十六号）の施行に関すること。</p> <p>百二 前各号に掲げるもののほか、法律（これに基づく命令を含む。）に基づき文部省に属させられた事務</p>	<p>（文部省の所掌事務）</p> <p>第五条 文部省の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〇百 （略）</p>

○通商産業省設置法（昭和二十七年七月三十一日法律第二百七十五号）	改 正 案	現 行
（通商産業省の所掌事務） 第四条 通商産業省の所掌事務は、次のとおりとする。	（通商産業省の所掌事務） 第四条 通商産業省の所掌事務は、次のとおりとする。	（通商産業省の所掌事務） 第四条 通商産業省の所掌事務は、次のとおりとする。
一〇三十八 （略） 三十八の二 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第号）の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。	一〇三十八 （略）	

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律案参考条文

○文部省設置法（昭和二十四年法律第二百四十六号）（抄）

（文部省の任務）

第四条 文部省は、学校教育、社会教育、学術及び文化の振興及び普及を図ることを任務とし、これらの事項及び宗教に関する国の行政事務を一體的に遂行する責任を負う行政機関とする。

○社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）（抄）

（社会教育の定義）

第二条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二百六号）に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（審議会等への諮問）

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部大臣が政令で定める審議会の、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない。

（通信教育の認定）

第五十一条 文部大臣は、学校又は民法第三十四条の規定による法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものについて、通信教育の認定（以下「認定」という。）を与えることができる。

- 2 認定を受けようとする者は、文部大臣の定めるところにより、文部大臣に申請しなければならない。
- 3 文部大臣が、第一項の規定により、認定を与えようとするときは、あらかじめ、第十三条の政令で定める審議会に諮問しなければならない。

○文部省組織令（昭和五十九年政令第二百二十七号）（抄）

（審議会等）

第七十条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に次の表の上欄に掲げる審議会を置き、これらの審議会の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

社会教育審議会	（略）
	（略）

- 一 社会教育に関する総合的な諸計画の立案に関する事項
- 二 青少年に対する社会教育に関する事項
- 三 婦人教育、労働者教育その他成人に対する社会教育に関する事項
- 四 教育映画、教材用スライド、紙芝居等の審査に関する事項
- 五 視聴覚教育メディアの利用に関する事項
- 六 社会教育法に基づく通信教育の認定その他社会教育としての通信教育に関する事項
- 七 公民館、図書館、博物館等の社会教育施設に関する事項

(略)	八 学校開放に関する事項 九 社会教育関係団体に対する国の補助金の交付に関する事項 十 前各号に掲げるもののほか、社会教育一般に関する事項
(略)	

- 2 前項に定めるもののほか、同項に定める審議会に関し必要な事項については、別に政令で定めるところによる。
- 3 (略)

○通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）（抄）

（通商産業省の任務）

第三条 通商産業省は、次に掲げる国の行政事務及び事業を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

一 通商の振興及び調整並びに通商に伴う外国為替の管理

一の二 通商経済上の国際協力の推進

二 鉱產物及び工業品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整並びに検査

三 商鉱工業の合理化及び適正化に関する事務

四 計量に関する事務

五 電気事業、ガス事業及び熱供給事業の運営の調整

六 鉱物資源の開発及び電力等のエネルギーの供給の確保並びにこれら

の利用の推進並びに発電水力の調整

七 鉱山の保安に関する事務

八 工業所有権に関する事務

九 中小企業の振興及び指導

十 鉱工業の科学技術に関する試験研究及びその成果の普及

十一 工業標準の制定及び普及

十二 商鉱工業に関する調査及び統計その他商鉱工業に関する事務

十三 国営通商事業

十四 アルコール専売事業

○通商産業省組織令（昭和二十七年政令第三百九十号）（抄）

（審議会等）

第一百一条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に、次の審議会を置く。

一 産業構造審議会

二七九 （略）

第一百一条の二 産業構造審議会は、通商産業大臣の諮問に応じて、産業構造に関する重要事項を調査審議する。

2 産業構造審議会は、前項に規定する重要事項に関し、通商産業大臣に意見を述べることができる。

第一百九条 第百一条の二から前条までに定めるもののほか、第一百一条に掲げる審議会に関し必要な事項については、別に政令で定めるところによ

る。